

建築基準法関係手数料一覧表

ひたちなか市都市整備部建築指導課
令和6年5月1日

建築物確認申請等手数料				
床面積（A）の合計	確認申請手数料	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料	
			中間検査対象建築物	中間検査対象外建築物
A ≤ 30㎡	8,000円	13,000円	16,000円	17,000円
30㎡ < A ≤ 100㎡	15,000円	16,000円	22,000円	23,000円
100㎡ < A ≤ 200㎡	23,000円	22,000円	26,000円	27,000円
200㎡ < A ≤ 500㎡	40,000円	35,000円	38,000円	39,000円
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	72,000円	53,000円	56,000円	57,000円
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	105,000円	74,000円	74,000円	77,000円
2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	212,000円	148,000円	162,000円	165,000円
10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	348,000円	242,000円	251,000円	254,000円
50,000㎡ < A	605,000円	449,000円	465,000円	468,000円

- ① 移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合、係る部分の床面積の1/2で算定する。（用途変更は完了検査申請不要）
 ② 確認を受けた建築物の計画変更をする場合、係る部分の床面積の1/2で算定する。
 ③ ①の計画変更をする場合、変更に係る部分の床面積の1/2及び増加する床面積で算定する。（用途変更は完了検査申請不要）
 ※ 建築基準法の改正により、構造計算適合性判定が建築確認の審査から独立したことから、従来の確認申請手数料から構造計算適合性判定に要する手数料を除きました。

建築設備、工作物確認申請等手数料			
申請の種別	確認申請手数料	計画変更申請手数料	完了検査申請手数料
建築設備（エレベーター、エスカレーター）	18,000円	9,000円	30,000円
工作物（擁壁、広告塔、遊戯施設、製造施設等）	14,000円	7,000円	23,000円

主な許可等申請手数料			
申請の種別	手数料の名称	手数料	備考
建基法第7条の6第1項第1号、第2号 第18条第24項第1号、第2号認定	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請等手数料	120,000円	建築設備、工作物へ準用する場合を含む。
建基法第43条第2項第2号許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円	
建基法第44条第1項第2号許可	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円	
建基法第85条第6項許可	仮設建築物の建築許可申請手数料	120,000円	